様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　10月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ ふじ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 　FUJI  （ふりがな） いそずみ　じょうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 五十棲 丈二  住所　〒472-8686　愛知県知立市山町茶碓山19番地  法人番号　2180301014885  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、~~②第２号~~）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書 2024 | | 公表日 | 2024年　8月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト<https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf>  P05～P06 　FUJIの価値創造 | | 記載内容抜粋 | P05 企業理念  ビジョン：半導体後工程チェーンにおけるFAブランドとして業界No.1へ  フィロソフィー：地球環境ならびに人々の幸福に資する商品・サービスをお届けします。  P05～P06 価値創出の図より補足： 図では、課題とFUJIの取り組みと、価値の創出の関係について公表しています。グローバルな社会課題である「産業の効率化」に対して、ものづくり企業として「自動化・ロボット技術」によるソリューションを提供することで、労働人口不足問題の解決などの社会的価値を創出します。  そのために取り組むテーマの１つがDXであり、ロボット等の設備および、ITソリューションを提供することで寄与します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の取締役会で審議し承認された内容を基に公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画 2026 2. 統合報告書　2024 | | 公表日 | 1. 2024年　5月　10日 2. 2024年　8月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社Webサイト   <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/Notice_regarding_the_Formulation_of_Mid-term_Business_Plan_2026.pdf>  P23 電子部品実装ロボット（マウンター）の事業戦略  ②　当社Webサイト<https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf>  P08 TOP MESSAGE P10 TOP MESSAGE P23 FUJI Smart Factory 構想 P33～34 DX戦略 | | 記載内容抜粋 | １）①営業戦略:グローバルに代理店・子会社と連携強化　→　②P34 グローバル連携へのDX：世界中の製品（設備）ライフサイクル全体の情報を一元化して、サービスの迅速化、顧客満足度の向上  ２）①開発戦略:自動化・ITソリューション・AI活用による競合との差別化 → ②P23 FUJI Smart Factory 構想: 　1. 搬送などの作業を自動化して作業者不足を解消  2. 設備のセンシングデータによる異常監視、AI保全 　3.クラウド活用した世界中の設備の監視・支援  ３）①生産戦略:岡崎新工場自動化、DX化・サプライチェーン連携による需要変動対応力の強化 → ②P08 基幹システム刷新、社内ビジネス環境を整える → ②P10 岡崎工場の新棟を、オートメーション技術を魅せる工場として整える → ②P34 社内のDX:サプライチェーンの各段階でデジタル活用を推進して情報伝達のスピードを向上させる | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の取締役会で審議し、承認された内容を基に公開しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 統合報告書2024   <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf>   1. P33 DX推進体制   2) P33 DX推進体制 DX教育（業革塾）  P34 DX人材育成, 学習支援 | | 記載内容抜粋 | 1)DX推進体制：取締役会の監督の元、CDO、DX推進部、事業部門がCRM, ERP(基幹システム), 工場IoT(MES)の強化など、戦略に基づく活動を進めています。  2) DX人材育成：「業革塾」を設置しています。　DX推進部の有識者が講師となり、RPAの活用を重視して利用促進・教育しています。 　教育支援：事務的な作業にデジタル技術を活用するための学習の機会を設けています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2024  <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf>  P33 IT/DX基盤の構築  P34 グローバル連携へのDX  P34 DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | 1. IT/DX基盤の構築：お客様、サプライヤーとの情報伝達のために、クラウド技術を活用したITシステムの構築を進めています。図の補足：営業戦略、開発戦略、生産戦略の実現のため、CRM、EDIはクラウド化しており、社内IT基盤（基幹システム）とも連携を進めています。補足：P34 社内のDX：社内外の情報伝達のスピード向上や、データドリブンな改善を進めるための環境を構築しています。 2. グローバル連携へのDX：クラウド型のCRM（顧客管理システム）を一部地域にて導入開始、CPQ（構成が複雑な製品を見積もるためのシステム）の構築により、代理店、子会社におけるデータ活用できる環境を構築しています。 3. DX人材育成：デジタル活用、業務の効率化や自動化のため RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション), Microsoft365（ローコードツール）を利用できる環境を構築しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年　8月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf>  1) P33　DX推進体制  2) P34 DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | 1. 営業戦略（グローバル連携のDX）、生産戦略（サプライチェーンにおけるデジタル活用）の達成指標として実践的に活用されているクラウドサービスの数を評価しています。 　→ 18のクラウドサービスが実践的に活用 2. 生産戦略（情報伝達のスピード、業務の効率化や自動化）の達成指標としてRPAおよびMicrosoft365での効果時間を評価しています   → Microsoft365　758時間/年の改善（効率化）  　　→ RPA　2,650時間/年の自動化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2022年　8月　 9日 2. 2024年　8月　26日 | | 発信方法 | ①2022年3月期 コーポレートレポート　P02(中下)  <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/AR2022_J1.pdf>  ②統合報告書2024　P07 P09 P10  <https://www.fuji.co.jp/data/uploads/IR2024_J1.pdf> | | 発信内容 | 1. 今年度（2022年度）取り組むべき最も重要な課題は、受注から調達･生産･出荷･サービスに至る広い意味でのサプライチェーン改革だと考えております。＜中略＞サプライチェーンのあらゆる過程を見える化し、 ムダを見つけ、そのムダを取り除いていく所存です 2. P07 自動化やデジタル化、知能化を駆使した製品やサービスこそがFUJIの真髄 P09 機器同士がつながり、データもつながり、物の搬送やロジスティックもつながり、いかに効率良く自動化されて工場 が稼働するかに主眼を置いたフルオートメーションの提供を目指しています。 P10 製造面では、サプライチェーンの連携を強化し、需要変動に素早く対応することが重要です。営業面でも代理店や子会社とグローバルに連携し、バリューチェーン全体の総合力を高めます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 11月頃　～　2024年　1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　　2024年 4月頃 | | 実施内容 | 1)一般社員への情報セキュリティ対策としてガイドラインを展開して周知・教育を行っています。  添付　「(6-1)情報システム運用ガイドライン」  2)サイバーセキュリティに関する対策を以下で取り決めて実施しています。  添付　「(6-2)サイバーセキュリティ対策.pdf」 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。